

1 就学前教育

(1) 幼児教育の振興

【幼児教育の充実】及び【教諭等の資質及び専門性の向上】

○幼児期の特性を踏まえ、遊びを中心とした生活の中で「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を念頭に置きながら、一人一人に応じた総合的な指導を行うことで、その後の学校教育全体の生活や学習の基礎を培います。

○教諭等は常に、教育内容・方法の改善に心がけ、総合的指導力、保育構想力と実践力、他教職員等との協働性、特別な支援を要する幼児への対応力、保護者や地域との連携推進力、人権理解等について自らの資質向上を図ります。

具体的な施策

(1) 幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領への理解を深め、人間形成の基礎を培う幼児教育の重要性を踏まえるとともに、「生きる力」を育む資質・能力のうち、次の3つを柱として、道徳性を芽生えさせ、健康な心と体を育んでいきます。

- ① 知識・技能の基礎
- ② 思考力・判断力・表現力等の基礎
- ③ 学びに向かう力・人間性等

(2) 幼児期から望ましい食習慣を身につけるため、食に関する様々な体験や指導を行い、家庭との連携を図りながら、生涯にわたって健やかな生活が送れるよう、健全な食生活を推進していきます。

(3) 各幼稚園等において園内研修日を設け、研修を実施する他、教育委員会が主催実施する計画訪問、課題別研修、預かり保育担当者研修、特別支援担当者研修等において、社会環境の大きな変化に伴う幼児教育の多様な展開に対応するため、研修内容の改善・充実を図ります。

検討・協議
策定・決定
試行
実施
継続

△
□
○
◎
⇒

○事業計画

実施部局等	教育総務課		
実施事項	実施時期		
	R1	2	3
◇園庭活用、園外保育の年間計画作成と実施・評価	◎	⇒	⇒
◇食育の年間実施計画の作成と取組の情報交換	◎	⇒	⇒
◇親子スポーツ教室や体力づくり活動の計画・実施	◎	⇒	⇒
◇地域自然探索マップの作成	◎	⇒	⇒
◇各園や保育所、小学校、高齢者、地域の人々との交流活動の計画作成	◎	⇒	⇒
◇ライフステージに応じた教員研修(マネジメント研修等) 年間4回	◎	⇒	⇒
◇教育内容改善のための研修(課題別研修等) 年間4回	◎	⇒	⇒
◇幼稚園における絵本の読み聞かせボランティア等	◎	⇒	⇒
◇地域との連携による菜園体験活動	◎	⇒	⇒
◇園内研修の改善と充実に向けた計画訪問の実施 全園年間1回	◎	⇒	⇒
◇発達障害のある幼児の早期発見と指導法の工夫	◎	⇒	⇒
【令和元年度事業計画の実施状況】			
	課名		
<ul style="list-style-type: none"> ・各園における園外保育の年間計画の作成 7園で実施 ・食育の年間計画の作成 7園で実施 ・親子スポーツ教室実施や毎日の体操やサーキット遊び, 体を動かす機会の確保・充実など、各園で工夫した体力づくり 7園で実施 ・地域自然探索マップについては、「園外環境マップ」として7園で実施 ・各園幼小連携・地域との交流年間計画の作成 7園で実施 ・令和元年度マネジメント研修2回実施 ・令和元年度課題別研修2回実施 ・ボランティア等による絵本の読み聞かせ 7園で実施 ・地域との菜園活動 2園で実施 ・令和元年度計画訪問 7園(年1回の実施) ・特別支援担当者研修5回 連携協議会3回 ワーキングチーム会議2回 	教育総務課		

【小学校教育との連携・接続の強化】及び【未就園児の幼稚園生活への連続性】

- 幼児教育に積み重ねた学びの経験や内容の習得が、学びの連続性として、幼稚園等の教育と小学校教育の円滑な接続が図れるよう、幼児教育の充実をさらに進めていきます。
- 就園前の幼児段階における、同年代幼児同士の遊びの機会を増やし、家庭内の基本的な生活習慣や技能の体得ができるよう、幼児期の子どもの育ちを支える体制を整備します。

具体的な施策

- (1) 幼稚園において小学校以降の生活や学習の基盤を培う指導を充実させるとともに、小学校への円滑な移行に配慮した教育課程・指導計画等の策定・実施ができるよう教員の指導力の向上を図ります。
- (2) 幼児と児童、幼稚園等と小学校教員間の交流活動を積極的に進めるとともに、相互の教育内容や指導方法の理解を推進するため、特に年長児担任と小学校1年生の担任を中心に、保育参加・授業参加を通じた担任会議を実施します。
- (3) 未就園児の保育参加や体験入園、園庭開放や子育て相談を実施するなど、幼稚園等の生活へ円滑に接続できるよう、交流する機会の拡充に努めていきます。
- (4) 認定こども園と幼稚園の連携を研修の1つのテーマとして取り上げ、認定こども園と幼稚園の教諭等がともに参加する研修を実施します。

○事業計画

実施部局等		教育総務課		
実施事項	実施時期			
	R1	2	3	
◇幼稚園・認定こども園・小学校合同研修や合同教育・保育の実施	◎	⇒	⇒	
◇未就園児の体験入園・園庭開放や子育て相談の実施	◎	⇒	⇒	
◇協同的な学びの実践と指導計画の作成・評価	◎	⇒	⇒	
◇小学校教育への移行カリキュラムの策定	◎	⇒	⇒	
◇5歳児担任と小学校1年の担任による合同研修 年間1回	◎	⇒	⇒	
◇特別支援チームティーチングの実施	◎	⇒	⇒	
◇幼稚園・小学校一貫教育事業の検討	◎	⇒	⇒	
【令和元年度事業計画の実施状況】				
			課名	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 幼・小合同研修・保育 7園で実施 ・ 未就園児の体験入園 6園で実施 ・ 協同的な学びの指導計画と実践 7園で実施 ・ 小学校への移行カリキュラム 7園で実施 ・ 年長・1年生担任会議・打ち合わせ(年1～4回) 7園で実施 ・ 特別支援のチームティーチング 5園で実施 ・ 国・県の認定こども園に係る教員免許と資格併有情報の周知 ・ 人権教育について、幼稚園と小学校の合同研修会を2回実施 			教育総務課	

【幼稚園等の学校評価と情報公開】

- 保護者や地域社会の信頼に応え、地域に開かれた幼稚園等として運営していくため、「計画(Plan)」「実行(Do)」「評価(Check)」「改善(Action)」のプロセスに基づき、教育活動や幼稚園等運営の状況についての評価とその結果の公表を行うとともに、継続的な改善に努めます。

具体的な施策

- (1) 地域に開かれた幼稚園等を推進するため、保護者や地域住民等が構成員である学校評議員制度を活用するとともに、幼稚園等における教育の水準を維持し、幼児の健やかな成長につなげる次の4つの観点から、自己評価・外部評価の充実を図ります。

- ① 全職員が参加する評価の実施
- ② 年間を通じた計画的な実施
- ③ 保護者や評議員・地域住民を加えた評価の実施
- ④ 評価システムの確立と適切な公表の実施

○事業計画

実施部局等		実施時期		
実施事項		R1	2	3
◇幼稚園等の実態や課題に応じた評価項目や評価基準の設定・改善		◎	⇒	⇒
◇評価体制づくり		◎	⇒	⇒
◇学校評議員設置の推進		◎	⇒	⇒
◇保護者や評議員等への説明会の開催		◎	⇒	⇒
◇ホームページ等を活用した情報公開		◎	⇒	⇒
【令和元年度事業計画の実施状況】		課名		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 自己評価と評価項目の改善 7園で実施 ・ 園内評価体制と学校評議員の設置 7園で実施 ・ 保護者・評議員への評価結果の説明 7園で実施 ・ ホームページ等を活用した情報公開 7園で実施 		教育総務課		

(2) 子育て支援の推進

【幼稚園等における子育て支援の推進】及び【家庭・地域社会との連携・強化】

- 「親と子がともに育つ」観点から、子育ての共通理解を深めるとともに、子育て支援機能等を充実させるため、親子参加型の事業等の実施に努めます。
- 地域の子育て資源として、自然・文化・人材の把握と活用を図ります。
- 関係機関とのより一層の連携を図りながら、総合的に幼児教育を推進し、学びを楽しむ姿勢を育てる家庭の教育力向上を支援します。

具体的な施策

- (1) 家庭や地域社会の教育力を再生・向上させる次の6つの観点から、幼児教育における子育て支援活動を推進します。
 - ① 子育て通信等の定期的な配布
 - ② 子育て座談会・子育て相談の実施
 - ③ 子育てに関する情報の提供
 - ④ 親子ふれあい活動の実施、幼稚園行事等への招待
 - ⑤ 幼稚園におけるPTA活動の推進や子育てサークル活動等の積極的な支援
 - ⑥ 地域ボランティア等による絵本の読み聞かせや高齢者との交流等の推進
- (2) 中・高校生等に対して、幼稚園等の幼児と接する体験する機会を提供することに努めます。
- (3) 幼児の安全確保のために、家庭や地域、関係機関等が一体となった安全管理態勢を整え、万全を期すよう努めます。

○事業計画

実施部局等		実施時期		
実施事項		R1	2	3
◇「緊急対応マニュアル」の整備		◎	⇒	⇒
◇地域ボランティア登録制度の発足と活用		◎	⇒	⇒
◇園だより・子育て通信等による子育て等の情報提供		◎	⇒	⇒
◇園庭の地域開放		◎	⇒	⇒
◇保護者の保育参加		◎	⇒	⇒
◇子育て座談会・子育て相談の実施		◎	⇒	⇒
◇中・高校生の保育体験機会の実施		◎	⇒	⇒
◇特別な支援を要する幼児のサポート体制づくり		◎	⇒	⇒
【令和元年度事業計画の実施状況】		課名		
<ul style="list-style-type: none"> ・「緊急対応マニュアル」の整備 7園で実施 ・地域ボランティアの掘り起こし等 5園で実施 ・園だより、子育て通信等による子育て情報の提供 7園で実施 ・園庭の開放 4園で実施 ・保護者の保育参加（親子食育教室・家族小運動会等）7園で実施 ・子育て座談会や子育て相談の実施 4園で実施 ・中学・高校生の保育体験の実施 6園で実施 ・特別な支援を要する幼児のサポート体制（園内支援委員会）設置 7園で実施 		教育総務課		

【一時預かり事業の充実と推進】

- 子どもを育てる楽しさや喜びを味わう機会やゆとりが持てるよう、地域の実情や保護者の視点に立った、「一時預かり事業」の内容の充実や質の向上を図り、子育て支援活動を推進します。

具体的な施策

- (1) 実施にあたっては、適正な人員配置を行う他、迅速に施設設備を整えるとともに、幼稚園等教育の教育課程に基づく教育活動との関連や家庭と連携した取組を進めます。
- (2) 美馬市次世代育成行動計画に沿った子育て支援活動として、地域の実態や保護者の要請により、春・夏・冬の長期休業日も一時預かり事業を実施する等の充実を図ります。

○事業計画

実施部局等		教育総務課		
実施事項	実施時期			
	R1	2	3	
◇適正な職員人員配置と勤務体制の工夫	◎	⇒	⇒	
◇教育課程時間の担当者と一時預かり保育担当者との連携	◎	⇒	⇒	
◇教育課程に基づく一時預かり保育指導計画の策定	◎	⇒	⇒	
◇一時預かり事業の趣旨や利用基準の周知	◎	⇒	⇒	
◇「一時預かり保育だより」等の配布	◎	⇒	⇒	
◇長期休業日の一時預かり事業の実施	◎	⇒	⇒	
◇一時預かり事業保育担当者研修の実施 年間6回	◎	⇒	⇒	
◇公用車等による一時預かり事業実施園への安全輸送	廃止			
【令和元年度事業計画の実施状況】				
			課名	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員の配置 脇町・岩倉に2名、江原北に1名の勤務体制 ・ 教育課程時間の担当者と連携をとりながら13時～18時30分の間で預かり保育実施 ・ 預かり保育指導計画作成 3園で作成 ・ 「美馬市立幼稚園の預かり保育」配布と説明 3園で実施 ・ 「預かり保育だより」等の配布 3園で実施 ・ 長期休業中（夏季・冬季・春季）3園で実施継続 ・ 預かり保育担当者研修 5回実施 ・ センター方式に伴う公用車等による安全輸送（岩倉→脇町）は、平成29年度末で終了 			教育総務課	

(3) 幼稚園等就園支援の推進

【就園年齢の一層の拡充】及び【保護者の経済的負担軽減施策等の周知と円滑・適正な実施】

- 低年齢児で集団生活を経験する施設が整備できていない地域において、3歳児等低年齢児の就園を引き続き実施する等、地域の実態や保育ニーズに配慮した拡充に努めます。
- 制度の周知に努め、保護者の経済的負担の軽減に努めます。

具体的な施策

- (1) 就学前保育等を希望する保護者の要望に応え、地域の実情を踏まえた幼児教育が実施できるよう推進するとともに、この時期の発達段階を踏まえた教育課程や保育内容、運営形態の検討や工夫改善に努めます。
- (2) 幼児教育の無償化に伴い、令和元年10月から全園児の保育料、一時預かり事業及び給食費の全世帯の無償化を実施し、また第3子以降オールフリー宣言事業による第3子以降の教材費や給食費等の保護者負担の軽減等の施策を進めます。

○事業計画

実施部局等		実施時期		
教育総務課		R1	2	3
実施事項				
◇保育料減免制度の周知と改善		◎	⇒	⇒
◇集団生活を経験する施設が整備できていない地域における低年齢児の就園の実施		◎	⇒	⇒
【令和元年度事業計画の実施状況】		課名		
・ 保育料減免制度利用状況（在籍児99名） 4～9月 保育料免除者60名 全額免除者53名（第3子、第2子、第1子） 半額免除者 7名（第1子） 10～3月 10月から幼児教育・保育無償化のため、全員保育料及び給食費を無料 ・ 江原北・木屋平の2園で3年保育実施		教育総務課		

(4) 幼稚園における教育環境の整備

【教育条件の充実】及び【施設・設備の充実】

- 幼稚園施設の安全・防犯対策、バリアフリー化等に対応するとともに、地域における幼稚園の役割の変化に対応した施設整備を進め、「幼稚園設置基準」等の趣旨に沿った教育水準の向上を図ります。

具体的な施策

- (1) 幼稚園設置基準に基づいた学級編制を原則としつつ、幼児の発達や発達状況に対応したきめ細かな教育を推進するための実態に配慮した適切な学級規模の在り方を検討します。
- (2) 教育活動の充実を図るため、福祉部局と連携し、弾力的な幼稚園運営に沿った施設や設備の在り方について検討を進めます。
- (3) 教育環境の整備に加えて、南海トラフ地震の被害予測や支援を必要とする幼児の受け入れに対応した施設の計画的な整備等に対応します。

○事業計画

実施部局等		実施時期		
教育総務課		R1	2	3
実施事項				
◇一人一人の発達の段階や年齢に応じた適切な学級編制と幼児数の適正化		◎	⇒	⇒
◇遊具等の安全点検・修繕		◎	⇒	⇒
◇安全・防犯対策（避難訓練・防犯無線等）やバリアフリー化		◎	⇒	⇒
◇図書スペースの確保		◎	⇒	⇒
◇一時預かり保育室・子育て支援室等の家庭や地域と連携した施設の整備		◎	⇒	⇒
【令和元年度事業計画の実施状況】		課名		
<ul style="list-style-type: none"> ・学級編成・幼児数の適正化については、設置基準に適合 ・遊具等の安全点検（2～12回） 7園で実施 ・防犯に係る避難訓練等 7園で実施 ・図書スペースの確保 7園で実施 ・一時預かり保育室・子育て支援室等の実施園での環境整備 7園実施 		教育総務課		

(5) 幼保連携型認定こども園の開設と推進

【幼稚園と保育所型認定こども園の施設等の一体的運営の推進】

- 多様なニーズや社会環境の変化に対応できる就学前の子どもにより良い教育・保育環境の構築をめざし、幼稚園と保育所型認定こども園が教育・保育を一体的運営を行うことができる新たなサービス提供の枠組みを検討します。
- 幼保連携型認定こども園については、常に運営上の効果や課題を確認し、より良い教育・保育環境の構築に努め、幼児教育の質の向上を図ります。

具体的な施策

- (1) 子どもの発達や学びの連続性を確保する観点から、幼稚園と保育所型認定こども園が連携して、ともに参加する研修機会の充実に努めます。
- (2) 幼稚園・保育所型認定こども園の意見交換や相互の交流をさらに進め、各幼稚園・保育所型認定こども園で積み上げてきた経験の共有に努めるとともに、相互理解を促進します。
- (3) 幼保連携型認定こども園における運営上の効果や課題の把握に努めます。

○事業計画

実施部局等	教育総務課		
実施事項	実施時期		
	R1	2	3
◇認定子ども園設置に向けた人事交流	◎	⇒	⇒
◇幼稚園・保育所型認定こども園職員の合同研修の実施 年間1回	◎	⇒	⇒
◇幼稚園児と認定こども園児の交流保育の実施	◎	⇒	⇒
◇幼保連携型認定こども園における運営上の効果や課題の把握	◎	⇒	⇒
【令和元年度事業計画の実施状況】	課名		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 認定こども園設置に向けた人事交流を実施 ・ 就学前人権教育研修1回、課題別研修2回、特別支援担当者研修5回 ・ 保育所との交流 幼稚園4園中2園で実施（近隣に保育所がない2園） ・ 穴吹町地区に幼保連携型認定こども園を平成31年4月に開園 ・ 美馬市幼児教育・保育推進計画を令和2年3月に策定 	教育総務課		

2 学校教育

(1) 生きる力（人間力・社会の変化への対応）の育成

【確かな学力の育成】

- 学力の3つの柱である生きて働く「知識・技能」の習得、未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」の育成、学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等」の涵養を図ります。
- 各種学習状況調査等の結果を分析し、児童生徒の学習の実現状況はもちろんのこと、学習に対する意識や生活習慣について課題を明らかにします。
- 各種調査等の結果を十分検討し、本市の教育の一層の充実に努めます。

具体的な施策

- (1) 「全国学力・学習状況調査」及び「徳島県ステップアップテスト」の本市児童生徒の結果を分析し、それに基づき、学習指導・生活指導上の課題を把握して今後の改善の方策を探るとともに、課題解決に焦点をあてた教員研修等を実施します。
- (2) 学力調査では測れないコミュニケーション能力は不可欠であるため、国語科はもちろんのこと、すべての教科等の学習に言語活動を積極的に取り入れます。
- (3) アクティブ・ラーニングの視点から、ティームティーチングや習熟の程度に応じた少人数の指導、体験活動等を進めていきます。
- (4) 「家庭学習の手引き」等を作成し、家庭での学習支援と家庭学習習慣の定着を図ります。

○事業計画

実施項目	実施時期		
	R1	2	3
◇「全国学力・学習状況調査」「徳島県ステップアップテスト」結果の分析	◎	⇒	⇒
◇アクティブ・ラーニングを取り入れた学習の実施	◎	⇒	⇒
◇家庭学習の手引きの作成と活用	◎	⇒	⇒
【令和元年度事業計画の実施状況】			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 結果を分析し、課題の把握と改善の方策について各学校へ提示 ・ 県教育委員会の主催で年間2回実施 ・ 「家庭学習の友」の作成及び配布 	課名 教育総務課		

【豊かな心の育成】

- 特別活動や総合的な学習の時間の実施にあたっては、郷土の文化・伝統や地域の発展に尽くした先人の生き方から学ぶ学習に積極的に取り組みます。
- 地域活動等を通して、社会に貢献する気持ちや豊かな心を持った社会人としての資質を育成し、奉仕の精神の涵養を図ります。
- 学校図書館の蔵書や運営の充実を図り、児童生徒が自ら進んで本を読もうとする環境づくりを推進します。
- 児童生徒に読書の習慣が身につくように、朝の読書や家庭での音読活動を推進します。
- 学校図書館の運営や読み聞かせ等の活動の充実のために、読書ボランティアとの連携を推進します。
- 優れた芸術を鑑賞したり、文化事業に参加したりすることを意識的に増やすことで、児童生徒の感性や情操を育みます。
- 文化団体等が実施する各種文化事業への参加を促進し、小・中学校の文化・芸術活動の活性化を図ります。

具体的な施策

- (1) 体験活動に関する実践研究を委託し、授業を積極的に公開します。
- (2) ホームページを活用して、小・中学校の奉仕体験、読書活動、文化・芸術活動の取組を紹介します。
- (3) 保護者や地域に図書館ボランティアを募り、組織化し、計画的に活用できる体制づくりをします。
- (4) 優れた舞台芸術家や音楽家等を招きミュージカルやコンサート等を実施し、芸術のすばらしさにふれさせることにより、児童生徒の心豊かな感性と情操を育みます。
- (5) 絵画コンクールへの出品や市内音楽会等に積極的に参加することにより、小・中学校における文化・芸術活動の充実・振興をめざします。

○事業計画

実施部局等	教育総務課		
実施事項	実施時期		
	R1	2	3
◇特別活動・総合的な学習の時間等における体験活動の授業公開	◎	⇒	⇒
◇ホームページでの各取組に係る広報	◎	⇒	⇒
◇学校図書館の蔵書の充実	◎	⇒	⇒
◇図書館ボランティアの募集と組織化	◎	⇒	⇒
◇朝の読書等の推進や家庭での音読活動の推進	◎	⇒	⇒
◇ミュージカル・コンサート等の実施	◎	⇒	⇒
◇市内音楽会・絵画コンクール等の実施	◎	⇒	⇒
【令和元年度事業計画の実施状況】			
<ul style="list-style-type: none"> ・豊かな体験活動を通して、特別活動や総合的な学習の時間等を活用し、公開 ・各学校においてホームページや学校だより等を活用して広報 ・各校においてホームページや学校だよりを活用し読書活動の取組を紹介 ・標準学級数に応じて計上した額で図書購入費を予算措置し、年次計画的に図書館図書標準の達成を目指す ・各校において読み聞かせボランティア等の募集継続 ・朝の読書等 13校で実施 ・「美馬の子どもたちに本物の音楽を」鑑賞事業により、市内の幼稚園・認定子ども園の4歳児～小学3年生がオーケストラによる公演を鑑賞 ・「文化芸術による子供の育成事業巡回公演事業及び芸術家派遣事業」において、江原北小・脇町小・美馬小・岩倉中が文化芸術の公演を鑑賞 ・市内音楽会及び絵画コンクールは、小中学校各校種において実施 			課名 教育総務課

【道徳教育の充実】

- 「特別の教科 道徳」として、小学校では平成30年度から中学校では平成31年度から、自分自身の問題として捉え向き合う「考え、議論する道徳」の学習を進めます。
- 年間指導計画や全体計画を作成し、いのちを大切にする教育を進めるとともに、発達段階に応じ、道徳的な実践力の育成を図ります。
- 福祉施設との交流や地域清掃活動等の奉仕・体験活動を通して、実際の生活場面で発揮・実践できるよう、道徳性・社会性の涵養を図ります。

具体的な施策

- (1) 道徳教育推進教師を中心として、年間指導計画や全体計画を作成し、発達段階に応じ、「考え、議論する道徳」の学習を進めます。
- (2) 効果的な指導方法・評価方法等について指導・助言を行うとともに、その成果を積極的に広めます。
- (3) 道徳教育に関する研修会を実施し、授業を積極的に公開します。
- (4) ホームページを活用して、道徳教育に関する啓発を進めます。
- (5) 福祉施設との交流や各学校区内の清掃活動等の奉仕・体験活動に取り組みます。

○事業計画

実施項目	実施時期		
	R1	2	3
◇地域活動等を取り入れた道徳教育の授業公開	◎	⇒	⇒
◇ホームページでの啓発	◎	⇒	⇒
◇道徳教育に関する研修の実施	◎	⇒	⇒
◇福祉施設との交流	◎	⇒	⇒
◇地域清掃活動等の奉仕・体験活動	◎	⇒	⇒
【令和元年度事業計画の実施状況】			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域活動を取り入れた道徳及び総合的な学習の時間等の授業公開 ・ 各学校においてホームページや学校だより等を活用して広報 ・ 各種研修会への積極的な参加、校内研修の充実 	課名 教育総務課		

【人権教育の充実】

- 「人間尊重」の視点に立って、人権に関する指導の充実を図ります。
- 教育活動全体を通して、人権に関する様々な問題について普遍的な視点と個別的な視点からアプローチし、課題の解決を図ります。

具体的な施策

- (1) 県教育委員会発刊の「人権教育指導者用手引書」等を活用した授業の実施を促進します。
- (2) 人権教育研究会による校種別人権研修を実施します。
- (3) 人権教育に関する実践研究を委託し、授業を積極的に公開します。
- (4) ホームページを活用して、人権教育に関する啓発を進めます。

○事業計画

実施部局等	教育総務課・地域学習推進課		
実施事項	実施時期		
	R1	2	3
◇人権教育の実践研究委託	◎	⇒	⇒
◇人権教育の公開保育・授業の実施	◎	⇒	⇒
◇ホームページ及び園・学校だより等を活用した広報での啓発	◎	⇒	⇒
◇人権教育に関する講演会及び研修の実施	◎	⇒	⇒
【令和元年度事業計画の実施状況】			
	課名		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 木屋平幼、三島小、江原南小、岩倉中で実践研究 ・ 美馬市人権教育研究会主催での校種別研究大会を開催 (就学前1幼稚園、小学校2校、中学校1校) ・ 各園・学校においてホームページや園・学校だより等を活用して広報 ・ 各園・学校において研修及び公開保育・授業の実施 ・ 人権講演会(新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止) ・ 識字学級毎月2回学習、交流事業(美馬中・美馬三好地区6高校) 	教育総務課		
	地域学習推進課		

【生徒指導の充実】

- 将来にわたってたくましく健全に生きる児童生徒を育成するため、基本的な生活習慣や規範的意識を醸成します。
- いじめについて、教職員間の共通理解を図り、特にスマートフォン等、SNSを使ったいじめの問題に対して、早期発見をするとともに、組織として早期解決にあたります。
- 集団の中で協力し合いながら、社会の一員としてのルールを守り役割を果たすことができるよう、主体的に判断・行動できる力を育成します。
- 不登校の児童生徒については、関係機関と連携しながら、すべての児童生徒が元気で楽しく過ごせる学校づくりを進めます。

具体的な施策

- (1) スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置を継続するとともに、教育研究所内の相談窓口や「いじめ問題サポートライン」の一層の周知を図り、相談機能の充実に努めます。
- (2) すべての児童生徒の実態を調査により把握し、いじめや問題行動の早期発見・早期対応に努めます。
- (3) どうしても学校に通えない児童生徒のために、「適応指導教室」で一人一人に応じたきめ細やかな指導を行います。

○事業計画

実施部局等	教育総務課		
実施事項	実施時期		
	R1	2	3
◇スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置	◎	⇒	⇒
◇「いじめ問題サポートライン」等相談体制の整備	◎	⇒	⇒
◇「美馬市いじめ防止基本方針」に基づく対策の実施	◎	⇒	⇒
◇実態調査の実施	◎	⇒	⇒
◇教員研修の実施	◎	⇒	⇒
◇「適応指導教室」の設置	◎	⇒	⇒
【令和元年度事業計画の実施状況】			課名
<ul style="list-style-type: none"> ・「美馬市いじめ防止基本方針」に基づく対策の実施 ・いじめ問題サポートラインでの相談対応 ・聞き取り調査を実施し、現状や課題を把握 ・県立総合教育センターの講座等への積極的な参加の推進 ・美馬市不登校問題連絡協議会での講演等の実施 			教育総務課

【運動習慣の確立と学校体育・部活動の充実】

- 研修会等において体育の授業を積極的に公開したり、部活動等指導者講習会に参加し、体育の授業の質の向上をめざします。
- 総合型地域スポーツクラブ等とも連携を図りながら、全教育活動を通して、運動好きな子どもを増やします。
- 部員数の減少等に対応し、複数校で連携して行うことができる運動部活動の充実を図ります。

具体的な施策

- (1) 体育の授業のあり方について実践研究を行うとともに、その成果を積極的に広めます。
- (2) ホームページを活用して、小・中学校の体育や部活動の取組等を紹介します。
- (3) 外遊びや徒歩通学を奨励したり、学校体育を充実させたりすることにより、子どもたちの運動習慣の確立に努めます。
- (4) これまでの複数校合同部活動のあり方を見直し、さらに円滑に実施するための方策を調査・研究します。

○事業計画

実施項目	実施時期		
	R1	2	3
◇部活動等指導者講習会の実施と活用	◎	⇒	⇒
◇研修会等における体育の授業公開	◎	⇒	⇒
◇ホームページ等での体育・部活動の取組の広報	◎	⇒	⇒
◇子どもたちの運動習慣の確立	◎	⇒	⇒
◇複数校合同部活動の調査と実施方法の研究	◎	⇒	⇒
◇総合型地域スポーツクラブとの連携	◎	⇒	⇒
【令和元年度事業計画の実施状況】			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 県立総合教育センターによる体育等の実技指導講習等を積極的に活用 ・ 各学校のホームページや学校だより等を活用して体育・部活動の取組の広報 ・ 正しい運動習慣を身に付ける活動推進を継続 ・ 現状を把握し課題の洗い出し ・ 「部活動指導員」を中学校4校に配置 	課名 教育総務課		

【特別支援教育の充実】

- 「美馬市教育支援委員会」を設置し、特別な教育的支援を必要とする子ども、保護者及び学校と合意形成を図りながら、教育の場を決定し、一人一人の教育的ニーズに対応した合理的配慮に努めます。

具体的な施策

- (1) 「美馬市特別支援連携協議会」を設置し、特別な支援を必要とする子どもたちについて、幼稚園、小・中学校はもとより市内の認定こども園・高等学校や関係機関等と連携しながら、個々の子どもの特性にあった支援を行うため、教育支援の情報の共有化を図ります。
- (2) 小・中学校の特別支援教育コーディネーター等を対象とした研修会を実施し、特別な支援を必要とする子どもたちに対する理解と個に応じたきめ細かな指導方法等についての理解を深めます。
- (3) 特別支援教育に関する教師向け資料を作成し、指導力の向上を図ります。
- (4) 特別支援教育についてホームページに掲載し、地域や保護者への啓発を進めます。

○事業計画

実施部局等	教育総務課	実施事項	実施時期		
			R1	2	3
		◇「美馬市特別支援連携協議会」の設置・調査・研究	◎	⇒	⇒
		◇特別支援教育研修会の実施	◎	⇒	⇒
		◇教師向け指導資料集等の作成・配付	◎	⇒	⇒
		◇ホームページでの啓発	△	⇒	⇒
【令和元年度事業計画の実施状況】			課名		
		・ 全体協議会 2 回、夏季研修 1 回 ・ 研修会の開催 6 回 ・ 資料作成を継続	教育総務課		

【外国語（英語）教育・国際理解教育の充実】

- 自国の歴史や文化、伝統を尊重するとともに、他国の多様な文化や習慣の違いを認め、尊重し合う態度を育成するために、他国の言語や文化と実際にふれ合う機会を数多く設けるなど、国際社会を積極的に生きる力を育む教育を推進します。
- 外国人児童生徒に対する適切な日本語指導や、学校生活に適応できるよう支援を行います。

具体的な施策

- (1) 各小・中学校に配置しているALT等を有効に活用し、ネイティブスピーカーと交流する場面を工夫し、発達段階に応じた外国語教育を推進します。
- (2) 豊かな国際感覚とコミュニケーション能力を養うことができるよう、国際交流員等との交流による国際理解教育を進め、グローバルな視野を持つ地域人材の育成に努めます。
- (3) 外国人児童生徒に対する日本語指導及び学校生活への適応支援を行います。

○事業計画

実施部局等	教育総務課		
実施事項	実施時期		
	R1	2	3
◇国際理解教育の実践	◎	⇒	⇒
◇国際交流員やALTの活用	◎	⇒	⇒
◇外国人児童生徒に対する日本語指導、学校生活への適応支援の実施	◎	⇒	⇒
◇英語教育推進計画の策定	◎	⇒	⇒
【令和元年度事業計画の実施状況】			
			課名
<ul style="list-style-type: none"> ・ 外国語活動、総合的な学習の時間における取組 ・ 国際交流員1名、ALT7名、外国語活動支援講師2名 ・ 言語支援員の配置、並びに県教委との連携 ・ イングリッシュデイの開催(参加者37名 穴吹農村環境改善センター) ・ 中学校の英検3級以上の受検者へ、受検料を助成 ・ 英語教育推進計画(平成30年2月策定 平成31年1月一部改正、令和2年3月一部改正) 			教育総務課

【環境教育の充実】

- ゴミの減量化や分別、リサイクル等を実施することで豊かな自然環境を守るとともに、エネルギーを効率的に運用する持続可能な社会をめざし、自然や命を大切に行動できる児童生徒を育みます。

具体的な施策

- (1) 環境教育をテーマとして、各教科や特別活動、総合的な学習の時間などの様々な場面において、自然体験の活動や環境を守る活動などの委託事業を実施し、実践研究を進めます。
- (2) 環境問題に関する関心や実践的意欲を高めるために、「新学校版環境ISO」の活動に引き続き取り組むとともに、認証校を増やします。
- (3) 小・中学校の環境教育における取組を、ホームページ等で紹介します。

○事業計画

実施部局等	教育総務課		
実施事項	実施時期		
	R1	2	3
◇環境教育をテーマにした実践研究校の委託	△	⇒	⇒
◇「新学校版環境ISO」の活動への取組	◎	⇒	⇒
◇ホームページによる取組紹介	◎	⇒	⇒
【令和元年度事業計画の実施状況】			
			課名
<ul style="list-style-type: none"> ・ 認定校 10校（江原北小、岩倉小、三島小、穴吹小、木屋平小、岩倉中、穴吹中 木屋平中、江原中、三島中）において取組 ・ 努力目標に掲げ、取組を推進 ・ 各学校のホームページや学校だより等を活用した、環境教育の取組の紹介 			教育総務課

【キャリア教育の充実】

- 身近で働く人々と交流し、その姿、思いや願いを知ることによって働くことの意義や役割を考え、将来、社会的・職業的に自立し、社会の中で自分の役割を果たしながら自分らしい生き方を実現するための力を育成します。

具体的な施策

- (1) 自ら学び考える学習や体験活動等を通じて、子どもたちの将来の選択肢と可能性を拡充する教育の向上を推進します。
- (2) 小学校では、公共マナーを習得し、当番活動や勤労生産活動等を通して、働く喜びの意識づけや勤労意欲の向上を育成します。
- (3) 中学校では、将来の進路を主体的に選択できるよう、職業教育の充実ときめ細かな進路指導に努めます。
- (4) キャリア教育に関する各小・中学校の取組等をホームページで紹介します。

○事業計画

実施部局等	教育総務課		
実施事項	実施時期		
	R1	2	3
◇小・中学校におけるキャリア教育の推進	◎	⇒	⇒
◇ホームページによる取組紹介	◎	⇒	⇒
【令和元年度事業計画の実施状況】	課名		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 小学校においては、町探検や社会見学、中学校においては、社会人講話や職場体験学習を効果的に活用し、地域・社会と連携しながら、各教科道徳、総合的な学習の時間、特別活動などの学校教育活動全体を通じての社会的・職業的自立に必要な基盤となる能力・態度の育成 ・ 職場体験やマナー研修などキャリア教育に関する取組を学校のホームページや学校だよりで紹介 ・ 「キャリアパスポート」を作成し、市内小・中学校の全児童・生徒に配布 	教育総務課		

【教職員の資質・能力の向上】

- 教員一人一人が、教育者としてその立場を常に意識し、教職に対する責任感や探究力、自主的に学び続ける力、専門職としての高度な知識・技能、総合的な人間力を身につけられるよう、研修体制を整備するとともに研修内容を充実し、研鑽に努めます。

具体的な施策

- (1) 教職員評価を効果的に運用し、教職員一人一人が目標に向かって、教育活動に取り組むとともに管理職との面談等における指導助言を実施します。
- (2) 学校訪問等を通して、OJT（日常業務を通じた教育）による実践的内容の指導助言を行います。
- (3) 各学校における共通理解と協力体制を確立し、指導力の向上や教育内容、指導方法の工夫改善に取り組みます。
- (4) 地域の行事やボランティア活動等に積極的な参加を促します。

○事業計画

実施部局等	教育総務課		
実施事項	実施時期		
	R1	2	3
◇校長等とのヒアリングの実施	◎	⇒	⇒
◇学校訪問等による指導の実施	◎	⇒	⇒
◇指導力向上のための教職員研修の実施及び参加	◎	⇒	⇒
【令和元年度事業計画の実施状況】			
			課名
<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校長からのヒアリングを実施し、各学校の状況を把握 ・ 学校長に対して目標設定面談を実施し、学校経営方針を点検 ・ 学校訪問により、授業参観と指導助言を実施 ・ 長期休業日中などに、ICTの活用や特別支援教育、外国語活動等の研修を実施 			教育総務課

【学校・家庭・地域の連携・協働】

- 学校・家庭・地域が連携・協働した取組を通じて、学校を核とした地域づくりを進めます。
- 子どもたちに生きる力を身につけさせるため、確かな学力の定着、豊かな心の育成、健やかな体の育成に取り組むとともに、学校・家庭・地域がそれぞれの立場で協力し合い、責任を持って子どもたちを育みます。
- 全中学校区に設置の「学校支援地域本部」との連携を強化し、授業での地域人材の活用等の充実を図ります。

具体的な施策

- (1) 家庭教育に関する研修会を実施し、家庭における教育について、教職員・保護者・地域住民が見識を深めます。
- (2) 子育てや家庭教育に関する研修機会を提供したり、保護者からの教育相談に応じる窓口と相談員を配置します。

○事業計画

実施部局等	教育総務課・地域学習推進課		
実施事項	実施時期		
	R1	2	3
◇美馬市家庭教育研修の実施	◎	⇒	⇒
◇地域ボランティアとの連携及び地域人材の活用	◎	⇒	⇒
◇学校支援地域本部との協働	◎	⇒	⇒
【令和元年度事業計画の実施状況】		課名	
<ul style="list-style-type: none"> ・学校を核とした地域づくりを進めるため、PTAをはじめとする各種団体から参加を募り、講演会を開催 ・いじめ問題サポートラインの継続実施 ・「美馬市いじめ防止基本方針」に基づく対策の実施 		地域学習推進課 教育総務課	

(2) 安心・安全の学校づくり

【学校施設の耐震化の推進】及び【学校施設・整備の充実】

- 学校施設・設備の充実を図り、安全で快適なゆとりのある環境整備に努めます。
- 近い将来発生することが予想されている地震等災害時において、児童生徒の安全の確保はもとより、地域住民の応急的な避難場所としての役割を果たすため、施設や設備に十分な耐震機能を保持します。
- 校舎等の老朽化に対応し、施設の機能回復を行うための改修・改善等に取り組みます。

具体的な施策

- (1) 学校の施設・設備の定期的で適正な点検整備を行います。
- (2) 学校管理上必要な業務委託契約（浄化槽管理、消防設備総合点検、電気保安、校舎機械警備、昇降機保守、遊具管理、貯水槽清掃他）を行います。
- (3) 老朽化等により学校施設が破損した場合は、直ちに調査し、修繕、改築を行います。
- (4) 小規模施設についても各種補助制度を活用しながら、安全な教育環境の整備に努め、施設の安全性、耐久性を確保します。
- (5) 特別に支援を要する児童生徒のため、ニーズに応じた施設・整備の充実やバリアフリー化を推進します。

○事業計画

実施部局等		実施時期		
実施事項		R1	2	3
◇学校の施設・設備の点検		◎	⇒	⇒
◇浄化槽管理、消防設備総合点検、電気保安、校舎機械警備、昇降機保守 遊具管理、貯水槽清掃他		◎	⇒	⇒
◇学校施設の老朽化による修繕・改築工事の実施		◎	⇒	⇒
◇小規模施設等の安全性・耐久性の確保		◎	⇒	⇒
◇特別支援のためのニーズに応じた施設・整備の充実やバリアフリー化の 推進		◎	⇒	⇒
【令和元年度事業計画の実施状況】		課名		
<ul style="list-style-type: none"> ・学校施設の老朽化による修繕を実施 ・市内小中学校の特別教室等の空調設備設置工事を実施 ・美馬中学校防球フェンス更新工事を実施 ・学校施設長寿命化計画を策定 ・業務委託状況…完全実施 ・施設、設備の点検…実施 		教育総務課		

【学校安全の推進】及び【防災教育の推進】

- 児童生徒が日常に潜む様々な危険を予測し、適切な意思決定や判断ができる力を育成する安全教育の充実に努めます。
- 児童生徒や教職員の安全を脅かす事件などを未然防止し、学校や通学路における安全確保を徹底します。
- 事件や事故は「いつでも、どこでも、誰にでも起こりうる」との基本認識に基づき、各学校の危機管理体制を見直し、安全管理の徹底に努めます。
- 各学校の防災教育年間計画に基づき、校内の防災体制を整備し、防災学習に積極的に取り組みます。
- 学校の状況に応じた危機管理マニュアルに基づき、避難訓練を実施します。

具体的な施策

- (1) 学校や地域の実情に応じた安全管理体制の整備を図るため、研修会や調査等を実施するなど、安全教育の徹底を図ります。
- (2) 学校訪問、研修会等を通じて、全教職員が常に危機管理意識を持って日々の教育活動にあたることができるよう指導します。
- (3) PTAやスクールガード、学校支援ボランティア等による見回りや市青少年育成センターによる定期的な巡回活動等、地域ぐるみで児童生徒の安全を確保する取組を推進します。
- (4) 災害についての正しい知識と的確な判断力を育てるため、継続した防災教育を推進します。
- (5) 家庭や地域・関係諸機関と連携した避難訓練を実施します。
- (6) 避難訓練等の取り組み等から得られた課題をもとに学校における危機管理マニュアルを整備・検討します。

○事業計画

実施項目	実施時期		
	R1	2	3
◇研修会・学校訪問等による安全指導の実施	◎	⇒	⇒
◇交通安全教室の実施及び通学路の交通指導	◎	⇒	⇒
◇ボランティア等による安全確保の取組の推進	◎	⇒	⇒
◇防犯ベル等安全対策のための器具等の配付	◎	⇒	⇒
【令和元年度事業計画の実施状況】			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 定例校長会等で指導、助言 ・ 通学路についての緊急合同点検を実施（9月） ・ 「広報みま」紙上で適宜紹介 ・ 防犯ベル等安全対策のための器具等の配布 	課名 教育総務課		

【健康教育・学校給食の充実】及び【食育の推進】

- 「知・徳・体」の基盤となる健康を促進するため、「早寝、早起き、朝ごはん」や「栄養・運動・休養」を柱とする調和のとれた子どもの基本的習慣の確立を図ります。
- 子どもの望ましい食習慣の形成や食に関する理解を図るため、学校給食の献立内容を充実させるとともに、安心・安全で、おいしい学校給食をめざします。
- 「食育全体計画」の目標の達成に向け、家庭や地域との連携を図るとともに、学校教育活動全体を通じて、総合的に食育を推進します。

具体的な施策

- (1) 学校食育リーダーが委員となって、学校食育推進委員会を組織し、子どもたちの望ましい食習慣と自己管理能力の形成に努めます。
- (2) 学校給食の献立内容の充実を図るため、食材については、美馬市産を最優先として地場産物を積極的に活用し、各教科においても学校給食が「生きた教材」としてさらに活用されるよう取り組みます。
- (3) 安心・安全な給食を提供するため、学校給食における衛生研修会を年2回以上開催し、衛生管理マニュアルに沿った徹底した取り組みを推進します。
- (4) 文部科学省「食に関する指導の手引き」に示される目標に基づき、学校全体としての食育の指導目標を設定した「食育全体計画」に基づき、総合的に食育を推進します。
- (5) 食に関する講演会の開催や親子料理教室、農業体験等を実施したり、食育だよりやホームページ等を活用して、食育についての広報・啓発を推進します。

○事業計画

実施部局等		実施時期		
実施事項		R1	2	3
◇学校食育推進委員会、食育リーダーによる全体計画に沿った食育の推進		◎	⇒	⇒
◇地産地消の推奨と地場産物の積極的な活用		◎	⇒	⇒
◇食育講演会、食育だよりによる啓発及び食育月間、食育の日の広報活動		◎	⇒	⇒
◇学校給食衛生管理の徹底		◎	⇒	⇒
◇学校給食献立の充実		◎	⇒	⇒
【令和元年度事業計画の実施状況】		課名		
<ul style="list-style-type: none"> ・各共同調理場単位で食育だより等を作成し、関係幼・小・中へ配布したり、給食の時間を利用して、「食の話」を提供。行事食や郷土食を取り入れた多種多様な給食を実施 ・各学校の食育リーダーが作成した全体計画に沿った食育の推進 ・食育講演会、親子料理教室の開催により、家庭や地域への啓発 ・食農体験により生産体験学習の充実 ・毎年6月の食育月間、毎月19日の食育の日を活用し、広報・啓発活動 ・各共同調理場ごとに学校給食試食会を開催し、保護者への理解を深めた ・「全国学校給食甲子園」に参加し、徳島県代表に選定されることを目指す ・美馬市学校給食センター運営委員会を開催し、給食の維持向上 		教育総務課		

(3) 特色ある学校づくりの推進

【学校再編計画の推進】

- 望ましい学校の規模について、国、県の基準を参考にしながら、児童生徒の教育条件や教育環境に不均衡が生じることのないよう、特に規模の小さな学校においては、再編整備を推進します。
- 学校再編に係る教育懇談会を開催し、現況確認と保護者や地域住民のニーズの把握に努めます。

具体的な施策

- (1) 「美馬市学校再編計画」に基づき、着実な計画の推進に努めます。
- (2) 社会情勢や保護者のニーズの変化等を勘案し、学校再編計画の検証を行います。
- (3) 学校再編に係る教育懇談会を開催します。

○事業計画

実施部局等	教育総務課		
実施事項	実施時期		
	R1	2	3
◇美馬市学校再編計画の推進	◎	⇒	⇒
◇美馬市学校再編計画の検証	◎	⇒	⇒
◇学校再編に係る教育懇談会の開催	△	⇒	⇒
【令和元年度事業計画の実施状況】			課名
・学校再編に係る教育懇談会の開催0回			教育総務課

【学校図書館の整備】

- より居心地の良い学校図書館の環境整備とシリーズ図書等の購入を進めるとともに、文部科学省が定める「学校図書館図書基準」に基づき、計画的な図書の整備に努めます。
- キャリア教育の調査学習やICTを活用した学校図書の取組等、学校の特性に応じた読書推進活動を積極的に推進します。

具体的な施策

- (1) 学校図書基準に基づいた、計画的な図書の整備を実施します。
- (2) 各学校の特性に応じた読書推進活動に取り組みます。

○事業計画

実施部局等	教育総務課		
実施事項	実施時期		
	R1	2	3
◇子どもたちによる本の選定を実施 年2回程度の発注	◎	⇒	⇒
◇各学校の特性にあった読書推進活動の取組	◎	⇒	⇒
【令和元年度事業計画の実施状況】	課名		
<ul style="list-style-type: none"> ・子どもたち自身により本の選定を行い、学校図書館の蔵書の充実 ・美馬市立図書館の協力を得て、穴吹小と美馬中の学校図書館の環境整備 	教育総務課		

【児童生徒の健全育成の推進】

- 児童生徒の健全育成を図るため、他の模範となる活躍をした個人及び団体に対し、表彰を実施します。
- 各学校及び教育活動団体の活動に対し、支援を行います。

具体的な施策

- (1) 教育、文化、スポーツ等において他の模範となる活躍した個人や団体の表彰及び懸垂幕を掲げての顕彰を行います。
- (2) 毎年11月のとくしま教育の日推進事業に関連させ、「美馬市教育振興大会」を開催します。
- (3) 各種大会、四国・全国大会等への出場支援及び教育活動への活動支援を行います。

○事業計画

実施部局等	教育総務課		
実施事項	実施時期		
	R1	2	3
◇教育、文化、スポーツ等において活躍した個人や団体の表彰及び懸垂幕の掲示	◎	⇒	⇒
◇美馬市教育振興大会の開催（毎年 11月開催）	◎	⇒	⇒
◇各種大会等出場支援及び教育活動への活動支援	◎	⇒	⇒
【令和元年度事業計画の実施状況】	課名		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童生徒健全育成表彰を、前期、後期に分けて、実施 前期表彰 個人17名、団体2組、後期表彰 個人19名、団体0組 ・ 地域交流センターにおいて、教育振興大会を開催(文化祭文化講演会及びPTA連合会研修大会との共同開催) ・ 各種スポーツ全国大会等中学生出場支援 補助件数14件 	教育総務課		

【開かれた学校づくりの推進】

- 保護者や地域社会の信頼に応え、連携・協働して、地域全体で子どもたちの成長を支えていくことができるよう、より地域に開かれた学校づくりを進めます。
- 教育活動・学校運営について、評価を行うことにより、組織的・継続的な改善を図ります。

具体的な施策

- (1) 教育活動・学校運営についての目標を設定し、達成状況・取組について、自己評価等を行うことにより、学校として組織的・継続的な改善を図ります。
- (2) 各学校におけるアンケート調査を実施し、その結果等をホームページ等で公表します。
- (3) 保護者や地域住民の声を学校運営に反映させるため、学校評議員制度を活用・充実させることにより、開かれた学校づくりを推進します。

○事業計画

実施部局等	教育総務課		
実施事項	実施時期		
	R1	2	3
◇評価項目等の研究	◎	⇒	⇒
◇小・中学校におけるアンケート調査の実施	◎	⇒	⇒
◇ホームページ等を活用した各学校評価の公表	◎	⇒	⇒
◇学校評議員制度の活用と充実	◎	⇒	⇒
【令和元年度事業計画の実施状況】			
	課名		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校長に対する最終面談を実施し、各学校における目標の達成状況を把握 ・ 各学校において、児童生徒や保護者へのアンケートを実施し、その結果を公表 ・ アンケートの結果を基に、学校評議委員会を実施 	教育総務課		

(4) 情報教育の充実

【情報教育の推進】及び【ICTの活用】

- 教育用コンピュータ、電子黒板、デジタル教科書、校内LAN、高速インターネット等の情報環境整備を行うことで、より効果的で楽しく分かりやすい授業を実施します。
- 情報教育を推進し、教員がその役割を十分に果たした上で、特性を生かすことにより、児童生徒一人一人の能力や特性に応じた学びを構築します。

具体的な施策

- (1) 教職員のICT機器の活用能力を向上させるために、訪問支援を実施します。
- (2) デジタル教科書の使用に関する技術を習得するため、長期休業日期間中等を利用し講習会を実施します。
- (3) ホームページにより学校の取組や行事等の情報を公開します。

○事業計画

実施部局等	教育総務課		
実施事項	実施時期		
	R1	2	3
◇普通教室における計画的な教育用コンピュータの整備・更新	◎	⇒	⇒
◇校内LAN及び高速インターネット接続等の情報環境整備	◎	⇒	⇒
◇ICT活用能力向上のための訪問支援の実施	◎	⇒	⇒
◇指導力向上のための教職員研修及びICT機器使用技術講習会の実施	◎	⇒	⇒
◇デジタル教科書の導入と研修の実施	◎	⇒	⇒
【令和元年度事業計画の実施状況】	課名		
<ul style="list-style-type: none"> ・校務支援システム運用のための各種研究・訪問支援の実施 ・各学校ICT担当者による美馬市ICT利活用推進委員会・実務担当者会の開催 ・ICTの活用を図るための研修会の開催 ・教育のICT化に向けた環境整備5か年計画に基づき、全小・中学校の児童生徒数の3分の1に相当する台数のタブレット型端末を、また、普通教室にプロジェクター型電子黒板を整備 	教育総務課		

【情報モラルの習得】

- 児童生徒が無料通話アプリやSNS、オンラインゲーム等を利用する際に、危険を予測し、被害を予防する知識や態度を身につけられるよう、情報モラル教育を推進します。

具体的な施策

- (1) 児童生徒は情報モラル等研修を受講し、情報社会におけるルールやマナー、法律があることを理解することにより、規範意識を醸成します。
- (2) 教職員は児童生徒がSNS等を長時間利用することによる弊害やトラブル等を把握し、情報セキュリティを確保するための対策・対応について適切な指導力を身につけます。

○事業計画

実施部局等	教育総務課		
実施事項	実施時期		
	R1	2	3
◇児童生徒による情報モラル教育の実施	◎	⇒	⇒
◇情報モラル教育教材の充実及びセキュリティ対策	◎	⇒	⇒
【令和元年度事業計画の実施状況】	課名		
・各学校において、ケータイ安全教室等の情報モラル教育を実施 ・児童生徒の安全を確保するために、啓発文書等を保護者へ配布	教育総務課		

3 青少年健全育成

(1) 青少年の健全育成の推進

【地域ぐるみで子どもを育てる体制の充実】及び【青少年育成センターの充実】

- 青少年健全育成市民会議やPTA連合会、子ども会連合会等の関係機関・団体と連携し、地域ぐるみで子どもを育てる体制を充実します。
- 「放課後子ども教室推進事業」を実施し、放課後の子どもたちの安全・安心な活動拠点を設け、子どもたちが地域社会の中で心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進します。

具体的な施策

- (1) 子ども会活動に対する支援を行います。
- (2) 放課後子ども教室推進事業を実施するとともに、内容の充実に努めます。
- (3) 青少年健全育成市民会議を中心とする健全育成活動を支援します。
- (4) 青少年育成センターの事業活動の充実、強化を図ります。
- (5) 中学校区を対象とする地域ぐるみの学校支援事業を実施します。

○事業計画

実施部局等	地域学習推進課、教育総務課	実施事項			実施時期		
		R1	2	3			
		◇子ども会連合会の活動支援	◎	⇒	⇒		
		◇放課後子ども教室の開催	◎	⇒	⇒		
		◇青少年健全育成市民会議の活動支援	◎	⇒	⇒		
		◇青少年育成センター事業の活動推進	◎	⇒	⇒		
		◇パトロール活動や環境の浄化活動の実施	◎	⇒	⇒		
		◇地域ぐるみの学校支援事業の実施	◎	⇒	⇒		
		【令和元年度事業計画の実施状況】			課名		
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 子ども会連合会に補助金を交付し活動支援 ・ 放課後子ども教室は11教室で開催（小学校7校、団体4） ・ 市民会議、青少年育成センターに補助金を交付し活動支援 ・ 補導、青少年健全育成、学校安全活動を推進、ユースサポーターの認定 			地域学習推進課		

(2) 青年教育の推進

【青年の社会参加活動の推進】

- 社会を生き抜く力や地域の課題解決を社会の構成員として主体的に担うことができる力を身につけさせる「主権者教育」を推進します。
- 地域の伝統行事や生涯学習活動、スポーツ・レクリエーション活動等において、青年が中心的役割を担うよう働きかけます。地域に貢献できる青年の育成とリーダーの発掘・養成、仲間づくりを促進します。

具体的な施策

- (1) 青年団活動を支援し、社会参加活動やリーダーの育成と青年教育を推進します。
- (2) 成人式については、新成人が自ら企画・運営し、厳粛で温かみのある式典とすることで、主体的に関わる機会と位置づけて開催します。

○事業計画

実施部局等	地域学習推進課	実施事項	実施時期		
			R1	2	3
		◇青年連合会の活動支援	◎	⇒	⇒
		◇成人式の開催 年1回	◎	⇒	⇒
【令和元年度事業計画の実施状況】			課名		
		・青年連合会に補助金を交付し、活動支援 ・成人式には217人の新成人が出席	地域学習推進課		

4 生涯学習

(1) 生涯学習活動の充実

【市民の学習ニーズに対応した生涯学習活動の推進】及び【生涯学習活動の支援体制の確立】

- 生涯を通じた幅広い学習機会の提供に努め、自主的な学習活動の支援を実施するとともに、学習成果を発表する機会の確保に努めます。
- 国や県が推進する生涯学習等、インターネットを活用した情報の周知を図り、多様な学習機会の提供に努めます。
- 地域に根ざした社会教育団体や自主的・自発的な学習グループなどの活動を支援します。
- 地域人材の積極的な活用やボランティア等の育成に努めるとともに、生涯学習の相談窓口の設置や相談員の人材確保等を図ります。

具体的な施策

- (1) 公民館の各種教室を開催し、内容の充実を図ります。
- (2) 地域学習活動や学習成果を生かしたまちづくり、男女共同参画の促進に関する取組を推進します。
- (3) 放送大学、エルネット、県民カレッジ等の情報提供に努めるとともに、公民館や図書館等の公共施設の利用における利便性の向上に努めます。

○事業計画

実施部局等		実施時期		
実施事項		R1	2	3
◇公民館における各種教室の開催 2公民館22教室		◎	⇒	⇒
◇成人のピアノ入門講座の開催 年2回		◎	⇒	⇒
◇放送大学等の学習機会の情報提供		◎	⇒	⇒
◇広報紙、ホームページによる学習活動の情報提供による支援		◎	⇒	⇒
◇婦人会、PTA、青年団等の社会教育団体の活動支援		◎	⇒	⇒
◇藍染め、陶芸など、自主的・自発的な学習グループの支援		◎	⇒	⇒
◇公民館等の利用における利便性の向上		◎	⇒	⇒
【令和元年度事業計画の実施状況】		課名		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 2公民館で教室実施21教室 ・ 青木邸において年2期(20回)開催 ・ 放送大学等の学習情報の周知 ・ 問い合わせ等にその都度情報提供 		地域学習推進課		

【国際理解の促進】

- 外国人との交流活動、外国語教室の開催、各種交流事業の実施を支援し、積極的な国際交流の推進に努めます。
- 美馬国際交流協会の活動支援や、国際交流に係る団体等の連携を図ります。

具体的な施策

- (1) 美馬市国際交流員による交流活動の推進に協力します。
- (2) 英会話教室等の外国語教室を支援します。
- (3) 国際交流活動の支援に努めます。

○事業計画

実施部局等	地域学習推進課、教育総務課		
実施事項	実施時期		
	R1	2	3
◇美馬市国際交流員の講座等による交流活動の推進	◎	⇒	⇒
◇英会話教室等の開催支援	◎	⇒	⇒
【令和元年度事業計画の実施状況】			課名
<ul style="list-style-type: none"> ・各幼・小・中学校において実施 42回 ・ALTによる英会話教室（3か所）開催支援 ・NPOによる日本語教室を開催支援 			教育総務課 地域学習推進課

(2) 生涯学習施設の充実

【地域学習の拠点づくり】及び【情報発信機能の強化】

- 生涯学習活動の拠点となる社会教育施設の適正な管理を行い、市民の学習ニーズに応えられる社会教育施設の運営強化を図ります。

具体的な施策

- (1) 社会教育施設の適正な管理と効率的・効果的な活用に努めます。
- (2) 学習ニーズに対応した社会教育施設の機能強化と多目的化を図ります。
- (3) 図書館の指定管理者制度導入を進めます。
- (4) 広報紙、音声告知放送、ケーブルテレビ等を利用した情報の提供に努めます。

○事業計画

実施部局等	地域学習推進課			
	実施事項	実施時期		
		R1	2	3
	◇教育集会所、図書館等の機能強化と多目的化の検討	◎	⇒	⇒
	◇指定管理者制度の導入	◎	⇒	⇒
	◇遊休社会教育施設等の活用又は廃止	◎	⇒	⇒
	◇図書館の蔵書、資料誌の充実	◎	⇒	⇒
	◇情報提供の促進	◎	⇒	⇒
	【令和元年度事業計画の実施状況】	課名		
	・ 図書館祭りや県立文書館、四国大学等との連携イベント開催	地域学習推進課		

(3) 人権教育の推進

【人権意識の高揚】及び【理解と共感を得られる人権教育・啓発の推進】

- あらゆる場と機会を通じて、人権教育・啓発を推進し、人権意識の高揚を図ります。
- 市民からの幅広い理解と共感を得られるよう、内容や方法に工夫・改善を図りながら、市民に分かりやすいテーマや表現による広報活動を行い、人権教育・啓発を推進します。

具体的な施策

- (1) 人権教育指導者育成講座、教育集会所事業の充実に努めます。
- (2) 講演会、研究大会の開催や参加型人権教育・啓発を推進します。
- (3) 企業・職域における人権研修等の開催を促進します。
- (4) 識字学級を通じた交流と人権啓発活動の促進を図ります。
- (5) 人権フェスティバルを開催し、日ごろの人権教育の成果を発表します。
- (6) 人権問題地域懇談会等で使用する啓発資料の内容を工夫します。
- (7) 年度別重点課題を設け、課題に対応した資料収集を行います。

○事業計画

実施部局等	地域学習推進課	実施事項	実施時期		
			R1	2	3
		◇人権教育指導者育成講座の開催 年4回	◎	⇒	⇒
		◇教育集会所における講座の実施 3か所21講座	◎	⇒	⇒
		◇各種研究大会への参加、企業、職域における人権研修等の開催	◎	⇒	⇒
		◇識字学級交流事業の開催	◎	⇒	⇒
		◇市人権フェスティバル及び人権講演会の開催	◎	⇒	⇒
		◇人権問題地域懇談会の啓発冊子作成	◎	⇒	⇒
		◇人権啓発パンフレット等の作成	◎	⇒	⇒
		◇人権啓発DVD等の購入	◎	⇒	⇒
【令和元年度事業計画の実施状況】			課名		
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 人権教育指導者育成講座4回実施 ・ 教育集会所事業（拝原、脇町、岩倉集会所で21講座開設） ・ 人権講演会（新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止） ・ 社会教育団体等4回、企業2回 ・ 識字学級毎月2回学習、交流事業（美馬中・美馬三好地区6高校） 	地域学習推進課		

【美馬市人権教育推進協議会の活性化と実践の支援】

- 美馬市人権教育推進協議会の活性化を図り、市民主体の人権教育推進に努めます。
- 人権教育推進者研修会の開催や各種研究大会への参加を促し、自発的な実践活動の支援に努めます。

具体的な施策

- (1) 美馬市人権教育推進協議会の活性化に努めます。
- (2) 県・四国・全国大会等への参加促進を図り、自発的活動を支援します。

○事業計画

実施部局等	地域学習推進課		
実施事項	実施時期		
	R1	2	3
◇人権教育推進協議会の活動支援	◎	⇒	⇒
◇人権教育推進者研修会の実施	◎	⇒	⇒
◇各種研究大会、研修会の参加促進	◎	⇒	⇒
【令和元年度事業計画の実施状況】			課名
<ul style="list-style-type: none"> ・ 人権啓発グッズを作成 ・ 「人権問題」DVD購入 			地域学習推進課

5 生涯スポーツ

(1) 生涯スポーツの振興

【生涯スポーツの振興】

- 広範な市民が気軽に参加できるスポーツ活動、そして市民がライフステージに応じて安心して地域でスポーツ活動に取り組めるよう、指導者の育成や施設の整備等のスポーツ環境の整備を進め、自立した運営につながる支援を推進します。

具体的な施策

- (1) 美馬市体育協会活動をサポートし、各種競技スポーツの技術向上と市民の体力向上を図ります。
- (2) 美馬市スポーツ少年団の活動を積極的に支援し、幼児期から競技系スポーツの適切な指導体制を整えるほか、体育協会とも連携し、一貫した技術指導体制の構築を図ります。
- (3) スポーツ技術の向上に向けて、各競技の全国大会などへの参加を支援します。
- (4) 各学校の体育部活動と体育協会やスポーツ少年団活動との連携を図り、一貫した指導を行うために、「スポーツバンブープラン事業」を積極的に推進します。
- (5) スポーツイベントのチャレンジウィークを開催し、学校のみならず各企業や職場においてスポーツ活動機会の提供を行います。
- (6) 健康づくりに向けて、自分の体力を把握することが重要なことから、体力測定等の活動を展開します。

○事業計画

実施部局等	地域学習推進課	実施事項	実施時期		
			R1	2	3
		◇美馬市体育協会や美馬市スポーツ少年団が主体となる各種競技会・スポーツ大会の開催	◎	⇒	⇒
		◇美馬市陸上競技協会を中心に、他団体とも連携して徳島駅伝大会への出場	◎	⇒	⇒
		◇「美馬駅伝・クロスカントリー大会」の開催	◎	⇒	⇒
		◇「スポーツバンブープラン事業」等、一貫指導体制の整備	◎	⇒	⇒
		◇各種全国大会など、技術向上に向けた大会出場への支援	◎	⇒	⇒
		◇市民運動会・チャレンジウィーク行事（体力測定）	◎	⇒	⇒
【令和元年度事業計画の実施状況】			課名		
		<ul style="list-style-type: none"> ・各種スポーツ大会を各部・各段で開催（体育協会22部、スポーツ少年団12団体） ・第66回徳島駅伝記念大会に出場（総合成績5位） ・美馬駅伝・クロスカントリー大会（参加者653名） ・バンブープラン事業をソフトテニスで実施（中学校5校、高校2校） ・徳島ヴォルティスサッカースクールを毎週火曜日継続して実施（受講生70名） ・全国大会への参加費補助（述べ9団体、延べ260名） ・体力測定、市民運動会を実施 	地域学習推進課		

【総合型地域スポーツクラブの育成】及び【スポーツをしやすい環境づくり】

- 市民の体力向上並びに総合型地域スポーツクラブの資質向上に努めるとともに、その組織の充実を図り、より高度な競技者を育成する体制づくりに努めます。
- 総合型地域スポーツクラブによるスポーツイベント等の開催や高齢者向け、障がい者向けスポーツを推進します。
- 競技スポーツ団体やスポーツ少年団等の支援・育成を行うとともに、仕事や家事等とのバランスを図りながら、気軽にスポーツに親しめるようなスポーツ等の普及に努め、スポーツ実施率を向上させます。

具体的な施策

- (1) 各地域で設立されている総合型スポーツクラブ同士の交流を深め、相互の組織力及び技術力向上のための連携活動を推進します。
- (2) 総合型地域スポーツクラブを通じて、市民相互のコミュニティ活動を推進するとともに、多世代、多志向型の取組に対応する生涯スポーツ社会の実現に努めます。
- (3) スポーツ参加機会の拡充を図るため、日常的に気軽にスポーツに親しめるような運動を中心に普及を図ります。

○事業計画

実施部局等	実施事項	実施時期		
		R1	2	3
地域学習推進課	◇総合型スポーツクラブを中心とするニュースポーツやレクリエーション系スポーツの推進	◎	⇒	⇒
	◇各総合型スポーツクラブの現状と課題、そして今後の展開を共有するためのネットワーク組織による協議の場の定例化	◎	⇒	⇒
	◇各中学校区程度の範囲で、地域のコミュニティーや人間関係を深めるためのスポーツ活動の提供	◎	⇒	⇒
【令和元年度事業計画の実施状況】		課名		
	・市内スポーツクラブでニュースポーツを推進（カローリング、ティーボール、太極拳など）	地域学習推進課		

【スポーツ推進委員の充実】

- 地域スポーツ振興の推進役であるスポーツ推進委員は、スポーツの実技指導の他スポーツに関連する指導や助言を行います。生涯スポーツのリーダーであるスポーツ推進委員が適切な安全管理・指導を行い、事故を未然に防止できるよう、定期的に研修を実施し、一層のレベルアップを図ります。

具体的な施策

- (1) スポーツ推進委員を活用し、各種競技会への派遣を行うほか、推進委員自らの技能習熟度を向上させるための研修会を開催します。
- (2) スポーツ少年団における指導者認定員資格の取得に向けた講習会への参加を推進します。
- (3) 熱中症や突然の心停止などスポーツ活動中の事故に対して、適切な対応ができるよう、日頃から各指導者に安全管理に対する各種講習会を実施・徹底します。

○事業計画

実施部局等	地域学習推進課		
実施事項	実施時期		
	R1	2	3
◇スポーツ推進委員研修会への参加促進	◎	⇒	⇒
◇研修会及び指導者認定講習への参加促進	◎	⇒	⇒
◇AED（自動体外式除細動器）・熱中症予防・テーピングなど安全管理に関する講習会の開催	◎	⇒	⇒
◇スポーツ指導者の競技別専門的技術取得の充実	◎	⇒	⇒
【令和元年度事業計画の実施状況】			課名
<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ推進委員の各種大会・研修会に参加 ・ジュニアリーダー研修会及び指導者認定講習を対象者に周知 ・スポーツ指導者講習会を体育協会・スポーツ推進委員・スポーツ少年団 ・スポーツクラブの合同で開催 			地域学習推進課

(2) 体育施設の有効利用

【体育施設の有効活用】

- 体育施設の良好な維持管理を行うとともに、市民ニーズに応える施設整備に努めます。
- 施設の規模や設備内容、用途や参加人数等による施設毎の分担と、利用率の向上を図ります。

具体的な施策

- (1) 利用料金等の適正化を図ります。
- (2) 老朽施設の更新事業を行うとともに、各体育施設の充実を図ります。
- (3) 地域・規模などによる施設毎の利用基準を明確化します。
- (4) 指定管理者制度を活用し、各施設の利用率の向上させ、スポーツの推進を図ります。
- (5) 施設の申請に関する事務を統一し、施設利用の利便性を高めます。

○事業計画

実施部局等		実施時期		
実施事項		R1	2	3
◇各施設の利用料金の適正化		◎	⇒	⇒
◇体育施設の良好な維持管理		◎	⇒	⇒
◇小・中学校屋内・屋外運動場等の用途に応じた体育（学校）施設の提供		◎	⇒	⇒
◇指定管理者制度の活用による各体育施設の利便性の向上		◎	⇒	⇒
◇体育施設の一層の有効活用とスポーツ人口の拡大		◎	⇒	⇒
【令和元年度事業計画の実施状況】		課名		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 料金の適正化について、引き続き検討 ・ 平成30年度から令和2年度までを期間とする指定管理者との協定書を締結 		地域学習推進課		

6 文化振興

(1) 地域文化の継承と振興

【地域文化の継承】及び【地域文化の振興】

- 市指定無形民俗文化財をはじめ、各地に継承されている伝統文化の継承、後継者の育成支援を行います。また、伝統文化子ども教室の活性化と文化財や関連施設を活用した学習の場の提供に努めます。
- 市民の各種文化活動への積極的な市民参加、地域文化の交流・発展のため、優れた芸術や文化に触れる機会の提供に努めます。
- 市文化協会を中心に、活動発表の場となる文化祭の充実を図り、地域に根ざした魅力ある文化活動を支援します。

具体的な施策

- (1) 地域の伝統文化の継承と後継者育成に対する支援を行います。
- (2) 伝統文化子ども教室の活性化と発表機会の拡大に努めます。
- (3) 文化協会の組織強化と活動の活性化を図ります。
- (4) 市民の自主的・主体的な文化祭の開催を支援します。

○事業計画

実施項目	実施時期		
	R1	2	3
◇地域の伝統文化の把握と市無形民俗文化財の指定検討	◎	⇒	⇒
◇伝統文化子ども教室等への活動支援	◎	⇒	⇒
◇市主催イベントへの伝統芸能活動の斡旋	◎	⇒	⇒
◇文化協会の活動支援	◎	⇒	⇒
◇文化祭実行委員会の活動支援（文化祭 毎年11月開催）	◎	⇒	⇒
◇文化振興ビジョン策定（平成29年度から5年間）	□	⇒	⇒
【令和元年度事業計画の実施状況】			
	課名		
・文化祭実行委員会に補助金を交付し、活動を支援 ・文化協会に補助金を交付し、活動を支援	地域学習推進課		

【文化環境の整備】

- 公民館・図書館・博物館などの文化施設の整備充実を図り、施設の利用促進と活用に努めます。
- 市の文化発信の拠点となるような文化施設の充実を図り、積極的活用を進めます。

具体的な施策

- (1) 公民館・図書館の資料や教材の整備を行います。
- (2) 博物館の展示物・資料の充実に努めます。
- (3) 地域交流センターの活用内容の検討に努めます。

○事業計画

実施部局等	地域学習推進課		
実施事項	実施時期		
	R1	2	3
◇公民館・図書館の資料や教材の整備	◎	⇒	⇒
◇博物館の展示物・資料の充実	◎	⇒	⇒
◇地域交流センターの活用内容検討	◎	⇒	⇒
【令和元年度事業計画の実施状況】			課名
・令和元年度末現在 美馬市立図書館 蔵書数 109,163冊			地域学習推進課

(2) 文化財の保護と活用

【文化財の保護】

- 恵まれた歴史・自然環境がもたらした数多くの文化財を後世に伝えるとともに、文化生活の向上を図るための保護管理を行います。
- 市内に所在する文化財を把握し、特に重要な物件は指定を行うなど、保護と活用に努めます。

具体的な施策

- (1) 既指定文化財の保護管理・活用に努めるとともに指定されていない文化財についても文化財保護制度を利用した建造物の保護と活用に努めます。
- (2) 民俗文化財や天然記念物等の文化財についても十分な調査を行い、保護・活用に努めます。
- (3) 文化財保護審議会を開催し、保護と活用の推進に努めます。

○事業計画

実施項目	実施時期		
	R1	2	3
◇文化財の維持管理（小規模な修繕・補修）	◎	⇒	⇒
◇青木家住宅の修理	◎	⇒	⇒
◇三木家住宅の修理の負担補助	◎	⇒	⇒
◇民俗文化財等の調査と維持管理	◎	⇒	⇒
◇文化財保護審議会の開催	◎	⇒	⇒
【令和元年度事業計画の実施状況】			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定地内の草刈等による文化財環境保全 ・ 三木家住宅環境整備費補助 ・ 文化財保護審議会を開催し、文化財保護を推進 ・ 資料館の管理 	課名		
	地域学習推進課		

【重要伝統的建造物群保存の推進】及び【重要文化的景観保存の推進】

- 「美馬市脇町南町重要伝統的建造物群保存地区（重伝建地区）」について、地区全体の歴史的環境の保全の取組と現代の生活習慣との調和を図り、計画的な補助事業の適用を図ります。
- 重伝建地区の保護活用に取り組む団体・個人が愛着や誇りを持って、継承し、活動できるような学習の機会を提供します。
- 穴吹町舞中島地区に形成されている洪水対策集落の景観について、「重要文化的景観」の選定に向けた地元住民の気運を高めます。

具体的な施策

- (1) 重要伝統的建造物群保存修理事業を計画的に推進します。
- (2) 重伝建地区の保護活用に取り組む団体に対する支援を行います。
- (3) 全国の重要伝統的建造物群保存地区との連携を図ります。
- (4) 舞中島文化的景観保護検討委員会による舞中島地区の調査・研究とともに、景観の保全に努めます。

○事業計画

実施部局等	地域学習推進課		
実施事項	実施時期		
	R1	2	3
◇重要伝統的建造物群保存修理事業の計画的な推進	◎	⇒	⇒
◇南町町並み保存会への活動支援	◎	⇒	⇒
◇全国伝統的建造物群保存地区協議会の研修会等参加	◎	⇒	⇒
◇舞中島文化的景観保護検討委員会の調査・研究と保全活動の推進	◎	⇒	⇒
◇市景観計画策定委員会への参加	◎	⇒	⇒
【令和元年度事業計画の実施状況】			
	課名		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 伝統的建造物5棟の修理 ・ 南町町並み保存会へ補助金を交付し、活動を支援 ・ 各種研修会の参加 ・ 地域住民へ建造物保存の普及、啓発 	地域学習推進課		

【史跡保存整備の推進】及び 【遺跡の発掘調査の推進】

- 段の塚穴、郡里廃寺跡の国指定史跡の保存と活用を図るため、指定地の公有化や史跡整備に必要なデータ収集のための発掘調査の実施、遺跡見学会や講演会を開催するとともに、出土品の展示を行います。
- 埋蔵文化財包蔵地やそれに関わる開発行為の際の手続き等の周知徹底を図ります。特に、消滅が危惧される埋蔵文化財包蔵地内での開発行為については、地権者の理解を得ながら、可能な限り、事前の試掘調査を実施し、開発行為と文化財保護の調和に努めます。

具体的な施策

- (1) 段の塚穴、郡里廃寺跡の指定地の公有化を進めます。
- (2) 郡里廃寺跡史跡整備検討委員会を開催し、史跡整備を年次的に進めます。
- (3) 出土品をはじめとした文化財展示の拡充を図ります。
- (4) 埋蔵文化財包蔵地における開発行為等の届出や事前調査の周知に努めます。
- (5) 埋蔵文化財包蔵地内での事前の試掘調査に努めます。

○事業計画

実施部局等		地域学習推進課		
実施事項	実施時期			
	R1	2	3	
◇段の塚穴・郡里廃寺跡の指定地の公有化	◎	⇒	⇒	
◇郡里廃寺跡史跡整備検討委員会の開催	◎	⇒	⇒	
◇出土品等の文化財展示の実施	◎	⇒	⇒	
◇広報による埋蔵文化財包蔵地における開発行為等についての周知	◎	⇒	⇒	
◇開発行為に対する適切な対応と発掘調査	◎	⇒	⇒	
【令和元年度事業計画の実施状況】				課名
<ul style="list-style-type: none"> ・ 郡里廃寺跡史跡整備検討委員会の開催 2回 ・ 開発行為への対応 工事立会い21件 				地域学習推進課

【文化財の活用】

- 文化財の歴史的価値を生かし、有意義かつ適正な利用を図ります。
- 市ホームページでの文化財情報の公開や市の広報誌等への記事掲載を行います。
- 学校・地域との連携による文化財講座の開催、文化財出前授業の実施等、積極的な学習の場の提供を図ります。

具体的な施策

- (1) 市ホームページによる文化財の情報発信を行います。
- (2) 市の広報、文化関係誌への文化財記事等の掲載を行います。
- (3) 文化財講座を開催し、文化財の周知と活用を図ります。
- (4) 各小学校を対象とした文化財出前授業を実施し、学習の場の提供に努めます。

○事業計画

実施部局等	地域学習推進課		
実施事項	実施時期		
	R1	2	3
◇市のホームページでの文化財関係の内容充実	◎	⇒	⇒
◇広報・文化協会の会報における文化財記事等の掲載	◎	⇒	⇒
◇小学校における文化財出前授業の実施	◎	⇒	⇒
【令和元年度事業計画の実施状況】	課名		
・市ホームページ指定文化財紹介ページ継続 ・学校出前授業による古墳などの現地見学等	地域学習推進課		





みまっこ宣言

わたしたちは、次のような子どもに成長できるよう日々生活していきます。

- 友だちが困っている時、見て見ぬふりしないで
助け合いのできる子ども
- 何事にも根気強くがんばれる子ども
- していいことか、わるいことかよく考えて行動
できる子ども
- たったひとつしかない自分の命、他人の命を大切に
できる子ども
- 自分の町のよさを知り、大好きになれる子ども

以上のような子どもになるよう、ここに宣言します。



平成18年11月2日制定

美馬市教育委員会